

青森県報

第四千四百八十四号

平成三十年
八月三日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域県民局) ……二
- 公 告
- 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……二
- 出 先 機 関
- 土地改良事業の工事の完了……………(東青地域県民局) ……二
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域県民局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 雑 報
- 青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則……………(新産業都市建設事業団) ……四

告

示

青森県告示第五百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
弘前駅前整形外科クリニック	弘前市大字駅前町一四の一	平成三〇・五・三一
深浦町国民健康保険岩崎診療所	一 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の	三〇・五・一
おかじま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	三〇・五・三一

青森県告示第五百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
おかじま調剤薬局むつ店	むつ市緑ヶ丘三五の二	平成三〇・五・三一

青森県告示第五百六十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成三十年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市大字関根字前浜二七	関根浜
山本 光康	
むつ市大字関根字北関根五一七の二	村中 敏
村中 敏	
むつ市大字関根字北関根三一三の二三八	駄賃場 康弘
駄賃場 康弘	

公 告

採石業務管理者試験の施行

平成三十年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成三十年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日等 平成三十年十月十二日（金）午前十時から正午まで

2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

平成三十年八月二十七日（月）から同年九月七日（金）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から正午及び午後一時から午後五時までに提出すること。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一
青森県国土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県国土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十二円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県国土整備部河川砂防課に送付すること。

出願者には、青森県国土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

大平地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和

二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年八月三日

東青地域県民局長 柏 木 司

一 県営土地改良事業の名称

農地整備事業(経営体育成型)

二 工事完了年月日

平成三十年三月二十三日

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年八月三日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	戸 館 保 人	八 戸 市 大 字 市 川 町 字 船 場 川 原 二 六 の 三	平 成 三 〇 ・ 六 ・ 二 六 就 任
〃	小 林 勲	上 北 郡 六 戸 町 大 字 柳 町 字 柳 町 一 五 の 四	〃
〃	大 竹 光 雄	十 和 田 市 大 字 米 田 字 種 原 一 五 〇 の 一	〃
〃	野 崎 武 博	〃 〃 〃 字 一 本 松 一 四 〇 の 一	〃
〃	田 中 誠	上 北 郡 六 戸 町 大 字 鶴 喰 字 鶴 喰 二 四	〃
〃	馬 場 雄 弘	〃 〃 〃 お い ら せ 町 三 本 木 一 〇 一	〃
〃	田 中 芳 昭	〃 〃 〃 丈 の 端 三 六 の 一	〃
〃	川 上 茂	十 和 田 市 大 字 米 田 字 川 尻 一 八	〃
〃	吉 田 桓 紀	上 北 郡 六 戸 町 大 字 上 吉 田 字 上 吉 田 二 三 五	〃
〃	古 館 成 光	十 和 田 市 大 字 伝 法 寺 字 泉 田 九 五 の 五	〃

〃 木村 忠一 上北郡おいらせ町西前川原一

〃 北向 憲雄 〃 〃 秋堂五八の一

〃 成田 健義 〃 〃 阿光坊一七の一

〃 小笠原 秋彦 十和田市大字伝法寺字泉田五五の三

〃 蛸名 良夫 上北郡おいらせ町中谷地二六の四

〃 三浦 正春 〃 〃 六戸町大字小平字小平二

〃 戸館 保人 八戸市大字市川町字船場川原二六の三

〃 小林 勲 上北郡六戸町大字柳町字柳町一五の四

〃 成田 健義 〃 〃 〃 おいらせ町阿光坊一七の一

〃 馬場 雄弘 〃 〃 〃 三本木一〇一

〃 古館 成光 十和田市大字伝法寺字泉田九五の五

〃 野崎 武博 〃 〃 〃 大字米田字一本松一四〇の一

〃 吉田 桓紀 上北郡六戸町大字上吉田字上吉田二三

〃 田中 芳昭 〃 〃 〃 〃 おいらせ町丈の端三六の一

〃 北向 憲雄 〃 〃 〃 〃 秋堂五八の一

〃 木村 忠一 〃 〃 〃 〃 西前川原一

〃 田中 誠 〃 〃 〃 〃 六戸町大字鶴喰字鶴喰二四

〃 川上 茂 十和田市大字米田字川尻一八

〃 大竹 光雄 〃 〃 〃 〃 字種原一五〇の一

〃 小笠原 秋彦 〃 〃 〃 〃 大字伝法寺字泉田五五の三

〃 三浦 正春 上北郡六戸町大字小平字小平二

〃 蛸名 良夫 〃 〃 〃 〃 おいらせ町中谷地二六の四

〃	理 事	戸 館 保 人	八 戸 市 大 字 市 川 町 字 船 場 川 原 二 六 の 三	三 〇 ・ 六 ・ 二 七 退 任
〃	〃	小 林 勲	上 北 郡 六 戸 町 大 字 柳 町 字 柳 町 一 五 の 四	〃
〃	〃	成 田 健 義	〃 〃 〃 〃 お い ら せ 町 阿 光 坊 一 七 の 一	〃
〃	〃	馬 場 雄 弘	〃 〃 〃 〃 三 本 木 一 〇 一	〃
〃	〃	古 館 成 光	十 和 田 市 大 字 伝 法 寺 字 泉 田 九 五 の 五	〃
〃	〃	野 崎 武 博	〃 〃 〃 〃 大 字 米 田 字 一 本 松 一 四 〇 の 一	〃
〃	〃	吉 田 桓 紀	上 北 郡 六 戸 町 大 字 上 吉 田 字 上 吉 田 二 三 五	〃
〃	〃	田 中 芳 昭	〃 〃 〃 〃 〃 お い ら せ 町 丈 の 端 三 六 の 一	〃
〃	〃	北 向 憲 雄	〃 〃 〃 〃 〃 秋 堂 五 八 の 一	〃
〃	〃	木 村 忠 一	〃 〃 〃 〃 〃 西 前 川 原 一	〃
〃	〃	田 中 誠	〃 〃 〃 〃 〃 六 戸 町 大 字 鶴 喰 字 鶴 喰 二 四	〃
〃	〃	川 上 茂	十 和 田 市 大 字 米 田 字 川 尻 一 八	〃
〃	〃	大 竹 光 雄	〃 〃 〃 〃 〃 字 種 原 一 五 〇 の 一	〃
〃	〃	小 笠 原 秋 彦	〃 〃 〃 〃 〃 大 字 伝 法 寺 字 泉 田 五 五 の 三	〃
〃	〃	三 浦 正 春	上 北 郡 六 戸 町 大 字 小 平 字 小 平 二	〃
〃	〃	蛸 名 良 夫	〃 〃 〃 〃 〃 お い ら せ 町 中 谷 地 二 六 の 四	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年八月三日

上北地域県民局長 櫻庭憲司

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	沼田 勝美	三沢市朝日一丁目四八六一	平成 三〇・七・三就任
〃	一戸 辰夫	六川目四丁目一〇七	〃
〃	浦田 忠博	塩釜四丁目四八の一七	〃
〃	中村 廣光	六川目一丁目七七五の一	〃
〃	赤沼 和純	八幡一丁目一〇五九	〃
〃	浪岡 英悦	塩釜四丁目四七の九	〃
〃	沼邊 政彦	新森一丁目七の五	〃
〃	長谷川 雅雄	織笠一丁目一四二の二	〃
〃	新堂 浩	大字三沢字庭構四三八六	〃
監事	田中 清吉	塩釜三丁目一四五の二二九	〃
〃	織笠 誠一	谷地頭二丁目六九五の二	〃
〃	宮古 隆	織笠二丁目二五五八	〃
理事	沼田 勝美	朝日一丁目四八六一	三〇・七・二退任
〃	中村 廣光	六川目一丁目七七五の一	〃
〃	浦田 忠博	塩釜四丁目四八の一七	〃
〃	赤沼 和純	八幡一丁目一〇五九	〃
〃	新堂 浩	大字三沢字庭構四三八六	〃
〃	一戸 辰夫	六川目四丁目一〇七	〃
〃	長谷川 雅雄	織笠一丁目一四二の二	〃
〃	藤谷 明	新森一丁目六の六	〃
〃	浪岡 英悦	塩釜四丁目四七の九	〃
監事	田中 清吉	〃 三丁目一四五の二二九	〃
〃	織笠 誠一	谷地頭二丁目六九五の二	〃

〃 小向 國政 〃 織笠一丁目一一五〇 〃

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則（昭和三十九年四月青森県事業団規則第八号）の一部を次のように改正する。
別記第二の特記事項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭